

酒類の手持品課税（戻税）の申告等の手引 (令和 5 年 10 月 1 日分)

【この手引の内容】

この手引は、令和 5 年 10 月 1 日の酒税率の改正に伴い、酒税率が改正される酒類を販売のために所持する酒類の販売業者等の方（酒場・料飲店等を経営されている方も含みます）を対象とした手持品課税（戻税）制度の概要や、届出・申告等の手続に際して留意すべき事項などを解説したものです。

申告書兼届出書の提出期限：令和 5 年 10 月 31 日（火）
手持品課税に係る酒税の納期限：令和 6 年 4 月 1 日（月）

YouTube「国税庁動画チャンネル」で手持品課税（戻税）の説明動画を公開しております。

<https://www.youtube.com/user/ntachannel>

（右のQRコードからもアクセスできます。）



※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

《目 次》

	(頁)
I 酒類の手持品課税（戻税）の概要	1
II 酒類の定義	2
III 対象となる方（申告が必要となる方）	3
IV 対象となる酒類の引上げ額・引下げ額	4
V 納付額又は還付額の算出	6
VI 申告書兼届出書の記載方法・留意点	8
VII 納付の方法	15

I 酒類の手持品課税（戻税）の概要

令和5年10月1日に酒税率が改正され、酒税率の引上げ又は引下げが実施されます。

通常、酒類は製造場から出荷された段階で酒税が課されますが、酒税率が改正される酒類（以下「対象酒類」といいます。）に対しては、令和5年10月1日の午前0時時点で流通段階にある課税済みの酒類に対して、新旧税率の差額を調整する措置が行われます。

これを手持品課税又は手持品戻税といいます。

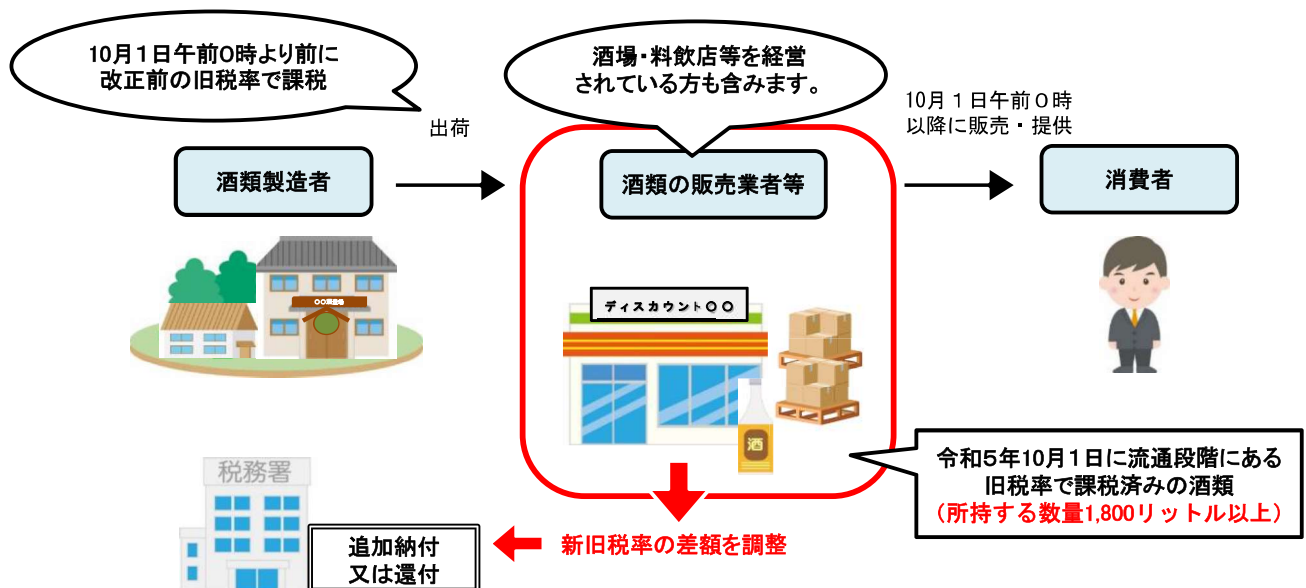
つまり、酒税率が引上げとなる酒類（以下「引上対象酒類」といいます。）に対しては、その差額について課税が行われ、逆に酒税率が引下げとなる酒類（以下「引下対象酒類」といいます。）に対しては、その差額について戻税が行われます。

そして、申告が必要となる方は、課税額と戻税額を差し引きした結果、課税額が多い場合は納付、戻税額が多い場合は還付の申告を令和5年10月31日（火）までに行う必要があります。

このため、全ての酒類の販売業者等の方は、令和5年10月1日午前0時時点の対象酒類の在庫数量を確認する必要があります。

これは、酒類の免許業者のほか、酒場・料飲店等を経営されている方も含みますので、ご注意ください。

※ 対象酒類の受入れ及び払出しの数量の記帳を確実に行う必要があります。



Ⅱ 酒類の定義

酒税法上における酒類は大きく①発泡性酒類、②醸造酒類、③蒸留酒類、④混成酒類の4種類に分類されています。更に17品目に分類されており、今回の手持品課税(戻税)において対象となる酒類の品目は、太枠で囲まれた次の酒類です。

対 象	品 目	定 義 の 概 要 (酒税法第3条第7号から第23号まで)
引下	清酒	* 米、米こうじ及び水を原料として発酵させてこしたものの(アルコール分が22度未満のもの)
		* 米、米こうじ、水及び清酒かすその他政令で定める物品を原料として発酵させてこしたものの(アルコール分が22度未満のもの)
	合成清酒	* アルコール、焼酎又は清酒とぶどう糖その他政令で定める物品を原料として製造した酒類で、その香味、色沢その他の性状が清酒に類似するもの(アルコール分が16度未満でエキス分が5度以上等のもの)
	連続式蒸留焼酎	* アルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留したもの(アルコール分が36度未満のもの)
	単式蒸留焼酎	* アルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機により蒸留したもの(アルコール分が45度以下のもの)
	みりん	* 米、米こうじに焼酎又はアルコールを加えてこしたものの(アルコール分が15度未満でエキス分が40度以上等のもの)
引下	ビール	* 麦芽、ホップ及び水を原料として発酵させたもの(アルコール分が20度未満のもの) * 麦芽、ホップ、水及び麦その他の政令で定める物品を原料として発酵させたもので、下記の条件を満たすもの(アルコール分が20度未満のもの) * 上記に掲げるビールにホップ又は政令で定める物品を加えて発酵させたもので、下記の条件を満たすもの(アルコール分が20度未満のもの) (条件) 麦芽比率が100分の50以上であること並びに使用した果実(乾燥したもの、煮詰めたもの又は濃縮した果汁を含む。)及び一定の香味料の重量が麦芽の重量の100分の5を超えない(使用していないものを含む。)こと
引上	果実酒	* 果実を原料として発酵させたもの(アルコール分が20度未満のもの) * 果実に糖類を加えて発酵させたもの(アルコール分が15度未満のもの) * 上記に掲げる果実酒にオーク(チップ状又は小片状のもの)を浸してその成分を浸出させたものの
	甘味果実酒	* 果実酒に糖類又はブランデー等を混和したもの
	ウイスキー	* 発芽させた穀類及び水を原料として糖化させて発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
	ブランデー	* 果実若しくは果実及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの * 果実酒にオーク(チップ状又は小片状のもの)を浸してその成分を浸出させたものを蒸留したもの
	原料用アルコール	* アルコール含有物を蒸留したもの(アルコール分が45度を超えるもの)
引下	発泡酒	* 麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの(アルコール分が20度未満のもの) * ホップ又は苦味料を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの(アルコール分が20度未満のもの)(※) * 香味、色沢その他の性状がビールに類似する酒類で発泡性を有するもの(アルコール分が20度未満のもの)(※) (※) 令和5年10月1日から施行
引下	その他の醸造酒	* 穀類、糖類等を原料として発酵させたもの(アルコール分が20度未満でエキス分が2度以上のもの)
	スピリッツ	* 上記のいずれにも該当しない酒類でエキス分が2度未満のもの
	リキュール	* 酒類と糖類等を原料とした酒類でエキス分が2度以上のもの
	粉末酒	* 溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの
	雑酒	* 上記のいずれにも該当しない酒類

なお、発泡酒については令和5年10月1日の定義変更前の品目によります。

また、酒税法上の品目には分類されていないものの「その他の発泡性酒類(いわゆる「新ジャンル」※)」については、今回の手持品課税(戻税)において引上対象酒類に該当します。

(注) ※「新ジャンル」とは、第3のビールと呼ばれるもので、「その他の醸造酒」に該当するタイプと「リキュール」に該当するタイプがあります。

なお、「リキュール」に該当するものであっても、「新ジャンル」に該当しないものは、引上対象酒類には該当しません。

Ⅲ 対象となる方（申告が必要となる方）

次の①又は②に該当する方は、手持品課税又は戻税の対象となり、令和5年10月31日（火）までに、対象酒類を所持する貯蔵場所ごとに、その場所の所在地の所轄税務署長に対して、手持品課税等の申告をする必要があります。

なお、引上対象酒類を所持しておらず、引下対象酒類のみを所持していることにより還付を受けようとする方については、令和5年10月31日（火）までに引下対象酒類のみを所持する場所の所在地の所轄税務署ごとに手持品課税等の適用を受ける旨の届出をする必要があります。

① 令和5年10月1日の午前0時時点で、引上対象酒類である「いわゆる新ジャンル及び果実酒」の所持数量が1,800リットル以上である酒類の販売業者等の方

※ 多店舗経営の場合など、複数の場所で引上対象酒類を所持している場合、この1,800リットルの判定は、全ての所持場所の合計数量により行います。

※ 引上対象酒類の数量が1,800リットル以上であっても、引下対象酒類のみを所持する貯蔵場所について還付申告をするためには、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署に届出をする必要があります。

※ 沖縄県内の貯蔵場所の酒類は、沖縄法適用酒類と沖縄法適用酒類以外に分けた上でそれぞれ1,800リットルの判定を行い、手持品課税等の申告も沖縄法適用酒類と沖縄法適用酒類以外に分けてそれぞれ行います。

② 引上対象酒類の所持数量が1,800リットル未満の方で、令和5年10月31日までに、対象酒類を所持する場所の所在地の所轄税務署長に対して、手持品課税等の適用を受ける旨の届出をした方

※ 新旧税率の差額を計算した結果、引下げ額が多く、その差額の還付を受けようとする方などは、引上対象酒類を1,800リットル以上所持していない場合でも、届出をすることにより、申告をすることができます。

※ 手持品課税等の適用を受ける旨の届出をした場合は、引上対象酒類を所持する全ての場所について申告が必要となります。

※ 「令和5年10月1日現在の手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」を提出すれば、申告と届出をしたこととなります。

Ⅳ 対象となる酒類の引上げ額・引下げ額

対象となる酒類と1リットル又は1本当たりの引上げ額・引下げ額は次のとおりです。

なお、酒類の品目として、合成清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、みりん、甘味果実酒、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、スピリッツ、粉末酒、雑酒は手持品課税又は手持品戻税の対象となる酒類に該当しません。

ただし、上記の酒類であっても、発泡性酒類（発泡性）③に該当する酒類については、その品目にかかわらず、引下対象酒類に該当します。

また、いわゆる「チューハイ」等のその他の発泡性酒類や低アルコール分の蒸留酒類等や梅酒などで「リキュール（発泡性）①」や「リキュール（発泡性なし）」に該当する酒類や、「発泡酒（麦芽比率が25%未満のもの）」については、手持品課税又は手持品戻税の対象となる酒類に該当しません。

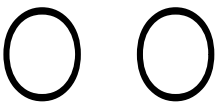
引上対象酒類	いわゆる「新ジャンル」	1ℓ当たり 約26円	缶1本（350ml）当たり 約9.19円の引上げ	
	果実酒※	1ℓ当たり 10円	ボトル1本（750ml）当たり 7.5円の引上げ	
引下対象酒類	ビール	1ℓ当たり 19円	缶1本（350ml）当たり 6.65円の引下げ	
	発泡酒 （麦芽比率50%以上）	1ℓ当たり 19円	缶1本（350ml）当たり 6.65円の引下げ	
	発泡酒 （麦芽比率25%以上50%未満）	1ℓ当たり 約12円	缶1本（350ml）当たり 約4.24円の引下げ	
	発泡性酒類 （発泡性③のうち品目が甘味果実酒に該当しないもの）	1ℓ当たり 19円	缶1本（350ml）当たり 6.65円の引下げ	
	発泡性酒類 （発泡性③のうち品目が甘味果実酒に該当するもの）	1ℓ当たり 120円	ビン1本（750ml）当たり 90円の引下げ	
	清酒※	1ℓ当たり 10円	ビン1本（1,800ml）当たり 18円の引下げ	
	その他の醸造酒※	1ℓ当たり 20円	ビン1本（1,800ml）当たり 36円の引下げ	

（注）※の酒類は、「その他の発泡性酒類（発泡性を有し、アルコール分が10度未満のもの。）」に該当するものを除きます。

（参考）品目については、以下のラベル例を参考に確認してください。

● 引上対象酒類（「新ジャンル」）

お酒は二十歳になってから

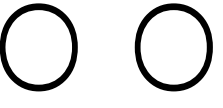


ALC.5%
リキュール（発泡性）②

原材料名
発泡酒（国内製造）（麦芽、ホップ、
〇〇）スピリッツ（大麦）
製造者
△△株式会社
〇〇県〇〇市1-1-1
内容量 350ml
アルコール分 5%
製造年月 令和5年7月

● 引下対象酒類

お酒は二十歳になってから



ALC.5% **発泡酒**

原材料名
麦芽（国産）、ホップ、大麦、〇〇
製造者
△△株式会社
〇〇県〇〇市1-1-1
内容量 350ml
アルコール分 5%
製造年月 令和5年7月

※麦芽比率が25%未満のものは対象外

引上対象酒類

○ いわゆる「**新ジャンル**」

いわゆる「新ジャンル」とは、第三のビールと呼ばれることもある酒類です。酒類の品目としては、「その他の醸造酒」に該当するタイプと、「リキュール」に該当するタイプがあり、酒類の容器に「その他の醸造酒（発泡性）②」や、「リキュール（発泡性）②」と表示されているものが該当します。

なお、「リキュール（発泡性）①」と表示されているものは、いわゆる「チューハイ」などであり、引上対象酒類には該当しませんのでご注意ください。

○ **果実酒**

酒類の容器に「果実酒」と表示されているものが該当します。

その他の発泡性酒類に該当しないものに限られますので、「果実酒（発泡性）①」と表示されている果実酒は該当しないことにご注意ください。

また、「甘味果実酒」という品目の酒類もありますが、引上対象酒類には該当しませんのでご注意ください。

引下対象酒類

○ **ビール**

ここでいうビールは、酒類の容器に「ビール」と表示されているものが該当します。

○ **発泡酒**（麦芽比率 50%以上）・**発泡酒**（麦芽比率 25%以上 50%未満）

発泡酒は、麦芽比率が 50%以上のもの及び麦芽比率が 25%以上 50%未満のものが該当し、麦芽比率が 25%未満のものは該当しません。

よって、酒類の容器に「麦芽使用率 25%未満」と表示されているものは該当しませんので、表示をよくご確認ください。

○ **その他の醸造酒・清酒**

その他の醸造酒、清酒については、その他の発泡性酒類に該当しないものに限られます。それぞれの品目の後に「（発泡性）①」と表示されているものは該当しませんのでご注意ください。

○ **発泡性酒類**

容器の品目の表示の後に、「（発泡性）③」と表示されている酒類も、その品目にかかわらず、引下対象酒類に該当します。

例えば、「甘味果実酒（発泡性）③」や「リキュール（発泡性）③」と表示されている酒類が該当し、品目が甘味果実酒に該当することとなる酒類か否かにより引下げ額が異なります。

また、「（発泡性）③」のほか、「（炭酸ガス含有）③」と表示されている場合もあります。

V 納付額又は還付額の算出

納付額又は還付額の算出に当たっては、まず、令和5年10月1日午前0時時点の対象酒類の在庫数量を確認していただき、税率引上額と税率引下額を計算します。

対象酒類及び税率については、4ページの「IV 対象となる酒類の引上げ額・引下げ額」をご確認ください。

【例1】

令和5年10月1日に、次の酒類を販売（提供）するために所持している場合

- ・果実酒 100 リットル
- ・ビール 200 リットル
- ・清 酒 50 リットル

まず、引上対象酒類の果実酒について計算します。

- 果実酒は、1 リットル当たり 10 円の引上げ
→ 100 リットル持っていた場合の課税額は、10 円×100 リットル＝1,000 円

続いて、引下対象酒類のビールと清酒について計算します。

- ビールは、1 リットル当たり 19 円の引下げ
→ 200 リットル持っていた場合の戻税額は、19 円×200 リットル＝3,800 円
- 清酒は、1 リットル当たり 10 円の引下げ
→ 50 リットル持っていた場合の戻税額は、10 円×50 リットル＝500 円
- よって、戻税額の合計は、3,800 円＋500 円＝4,300 円

最後に、課税額と戻税額の差額を計算します。

- 課税額 1,000 円と戻税額 4,300 円の差額は、1,000 円－4,300 円＝▲3,300 円
→ 3,300 円の戻税

他の場所で対象酒類を所持していない場合、例1で所持している引上対象酒類は果実酒の100リットルとなります。

申告の対象となる方は、3ページの「Ⅲ 対象となる方（申告が必要となる方）」のとおり、所持する引上対象酒類の数量が1,800リットル以上である方若しくは令和5年10月31日までに税務署長に対して、手持品課税等の適用を受ける旨の届出をする方に限られます。

例1のケースでは、令和5年10月31日までに手持品課税等の適用を受ける旨の届出をし、手持品課税等の申告をした場合は、3,300 円の還付を受けることができます。

【例 2】

令和 5 年 10 月 1 日に、次の酒類を販売（提供）するために所持している場合

《店舗 A》

- ・ 果実酒 100 リットル
- ・ ビール 200 リットル
- ・ 清 酒 50 リットル

《店舗 B》

- ・ いわゆる「新ジャンル」 100 リットル

例 1 の店舗のほかに、店舗 B がある場合の例です。

店舗 A は、前ページの例 1 のとおり、3,300 円の戻税となります。

店舗 B で所持している、引上対象酒類のいわゆる「新ジャンル」について計算します。

- いわゆる「新ジャンル」は、1 リットル当たり 26.25 円の引上げ
→ 100 リットル持っていた場合の課税額は、26.25 円×100 リットル＝2,625 円
- よって、納付すべき税額は、100 円未満の端数切捨のため、2,600 円

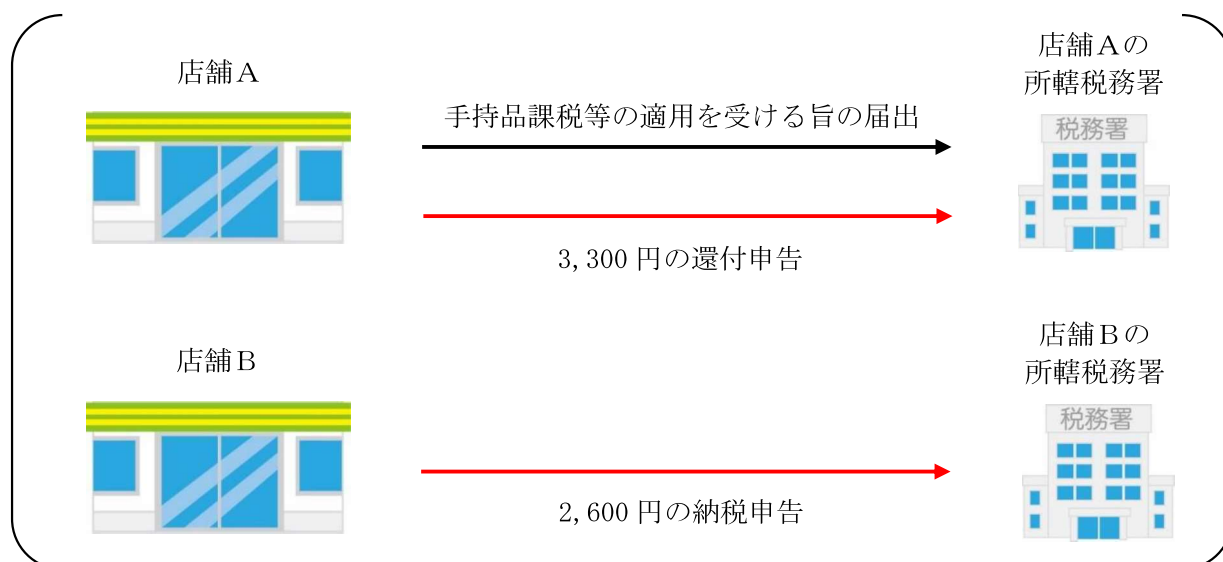
例 2 で所持している引上対象酒類の数量は、店舗 A の果実酒 100 リットルと、店舗 B のいわゆる「新ジャンル」100 リットルのため、合計 200 リットルとなります。

合計 1,800 リットル未満のため、例 1 のケースと同様に、還付を受けるためには令和 5 年 10 月 31 日までに申告書兼届出書を提出する必要があります。

注意点

例 2 のケースで店舗 A の所在地の所轄税務署長に対して届出をする場合、店舗 A だけでなく、店舗 B についても申告が必要になります。

よって、店舗 A では還付額 3,300 円の申告書兼届出書、店舗 B では納税額 2,600 円の申告書兼届出書を、それぞれの店舗の所在地の所轄税務署長に対して提出することになります。



VI 申告書兼届出書の記載方法・留意点

申告が必要となる方は、令和5年10月31日（火）までに、対象酒類を所持する場所（貯蔵場所）の所在地の所轄税務署長に対して申告してください。

記載例

令和5年10月1日現在の手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書
兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書

酒 税

ふりがなを忘れずに記載してください。

日中に連絡が取れる担当者の番号を記載してください。携帯電話などの番号でも構いません。

ふりがなを忘れずに記載してください。

貯蔵場所を所轄する税務署に提出してください。国税庁ホームページで検索いただけます。

令和 5 年 10 月 ● 日		整理番号 ※	
申告者兼届出者		(住所) 〒100-0000 東京都●●区●●1-2 (ふりがな) まるまるさけてん ごくぜい たろう (氏名又は名称及び代表者氏名) 株式会社 ●●酒店 代表取締役 国税 太郎 ↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 (個人番号又は法人番号) 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 (問い合わせ先) (担当者) 国税 ●● (電話) 090 0000 0000 (貯蔵場所の所在地) 〒100-0000 東京都●●区●●3-4 ××ビル1階 (ふりがな) まるまるさけてん いちごうてん (貯蔵場所の名称) ●●酒店 1号店	
税務署長 殿		(電話) 03 0000 0000	
提出先は、貯蔵場所を所轄する税務署長です。		(電話) 03 0000 0000	
下記のとおり、令和5年10月1日現在における手持品課税等対象酒類の酒税納税書・修正申告書・還付請求申告書)を提出します。 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）附則第39条第14項又は規定を受けるので、同条第15項又は第19項により準用する第7項の規定により届出			
納付すべき税額等の計算		摘 要	
この申告書に対する税額	算出税額①	(税額算出表1欄の差引酒税額) 円	
	端数切捨額②	(①の100円未満の額) 円	
	納付すべき税額③	(①-②) 00 円	
	還付を受ける金額④	(①がマイナスの場合に記載します) 円	
修正申告前の場合の確定額	納付すべき税額⑤	00 円	
	還付を受ける金額⑥	円	
差引納付税額 (③-⑤+⑥-④) ⑦		00 円 (期限後申告又は修正申告する理由)	

「摘要」欄の記載方法については、13 ページ（上部）をご確認ください。

「税額算出表」を作成し、税額を算出してください。

※「税額算出表」は、申告書と併せて提出する必要があります。「税額算出表」の記載方法は、10 ページ・11 ページをご確認ください。

「納付すべき税額等の計算」欄の記載方法については、12 ページをご確認ください。

還付を受ける方は、「還付される税金の受取場所」欄の記載が必要です。記載方法については、13 ページ（下部）をご確認ください。

《注意事項》

多店舗経営の場合など、複数の場所で酒類を所持している場合においては、所持している場所ごとに、それぞれの所轄税務署に申告書兼届出書を提出する必要がありますので、ご注意ください。

所轄税務署が同じ場所については、「所持場所ごとの所持数量の内訳書」を添付することにより、一括して申告することができます（14 ページをご確認ください。）。

引上対象酒類の所持数量が1,800リットル未満の方が、手持品課税及び手持品戻税の申告を行うためには、令和5年10月31日（火）までに、対象酒類を所持する場所（貯蔵場所）の所在地の所轄税務署長に対して、申告及び届出が必要となります。

記載例

酒 税	
令和5年10月1日現在の手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書 兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書	
収受印	整理番号 ※
令和5年10月●日	申告者兼届出者 (住所) 〒100-0000 東京都●●区●●1-2 (ふりがな) まるまるさけてん こくぜい たろう (氏名又は名称及び代表者氏名) 株式会社 ●●酒店 代表取締役 国税 太郎 (個人番号又は法人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 (問い合わせ先) (担当者) 国税 ●● (電話) 090 0000 0000 貯蔵場所 (貯蔵場所の所在地) 〒100-0000 東京都●●区●●3-4 ××ビル1階 (ふりがな) まるまるさけてん いちごうてん (貯蔵場所の名称) ●●酒店 1号店 ●●税務署長 殿 (提出先は、貯蔵場所を所轄する税務署長です。)
下記のとおり、令和5年10月1日現在における手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書（期限後申告書・修正申告書・還付請求申告書）を提出します。 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）附則第39条第14項又は同条第17項の規定を受けるので、同条第15項又は第19項により準用する第7項の規定により届出します。 記	

裏面

その他参考となる事項
表面の貯蔵場所以外に、以下の場所で酒類を所持している。 ●●酒店 2号店 東京都●●区●●5-6 ●●酒店 大阪店 大阪府●●市●●7-8

《注意事項》

多店舗経営の場合など、複数の場所で酒類を所持している場合においては、酒類を所持している場所ごとの所轄税務署に、申告書兼届出書を提出する必要があります。なお、申告書兼届出書を提出した場合には、引上対象酒類を所持する全ての場所について申告が必要となりますので、ご注意ください。

※ 対象酒類のうち、引上対象酒類を所持しておらず、引下対象酒類のみを所持していることにより還付を受けようとする方は、その引下対象酒類を所持するそれぞれの場所の所轄税務署に申告書兼届出書を提出してください。

～ 税額算出表の記載方法・留意点 ～

- 「申告者の住所及び氏名又は名称」欄は、申告書兼届出書の「申告者兼届出者」欄と同じく、手持品課税及び戻税の申告をする方の、住所、氏名又は名称を記載してください。（下表①欄）
- まずは、それぞれの品目ごとに、所持数量を（ア）の「所持数量」の欄に記載します。
記載する数量の単位はミリリットルですので、ご注意ください。（下表②欄）
※ 10 ミリリットル未満の端数については、切り捨ててください。
- 次に、（ア）の所持数量に、（イ）の新税率を乗じた金額を（ウ）の「算出税額」の欄に、（エ）の旧税率を乗じた金額を（オ）の「算出税額」の欄に、それぞれ記載します。（下表③欄）
※ 1 円未満の端数については、切り捨ててください。
- 次に、（ウ）の算出税額から（オ）の算出税額を差し引いた金額を、（カ）の「差引酒税額」の欄に記載します（下表④欄）。なお、D及びLの欄については引上対象酒類と引下対象酒類に分けて、それぞれの小計を計算し、記載します。（下表⑤欄）
- 最後に、それぞれの税額を合計した金額を記載します。（下表⑥欄）

税 額 算 出 表										酒 税
申 告 者 の 住 所 及 氏 名 又 は 名 称					(住所)					①
					(氏名又は名称)					
品 目 等					所 持 数 量 〔10 ml 未満の端数を 切り捨てた後の数量 (ア)〕	新税率による酒税額		旧税率による酒税額		差 引 酒 税 額 ウーオ (カ)
						税率 (1 ml 当たり) (イ)	算出税額 ア×イ (ウ) 〔1 円未満端数切捨て〕	税率 (1 ml 当たり) (エ)	算出税額 ア×エ (オ) 〔1 円未満端数切捨て〕	
引上対象酒類	発泡性酒類	その他の発泡性酒類	いわゆる新ジャンル	その他の醸造酒	A	0.13425		0.108		
	酒 類	果 実 酒 ※		リキュール	B	0.13425		0.108		
	醸 造 酒 類				C	0.1		0.09		
小 計 (引上対象酒類) A+B+C					⑤ D					
引下対象酒類	発泡性酒類	ビ ー ル			E	0.181		0.2		▲
		発 泡 酒	麦芽比率 50%以上又は アルコール分 10 度以上		F	② 0.181	③	0.2	③	▲ ④
			麦芽比率 25%以上 50%未満 かつアルコール分 10 度未満		G	0.155		0.167125		▲
			発泡性③ (品目が甘味果実酒に該当しないもの)		H	0.181		0.2		▲
		発泡性③ (品目が甘味果実酒に該当するもの)		I	0.08		0.2		▲	
	醸造酒類	清 酒 ※			J	0.1		0.11		▲
		そ の 他 の 醸 造 酒 ※			K	0.1		0.12		▲
小 計 (引下対象酒類) E+F+G+H+I+J+K					⑤ L				▲	
合 計					M					⑥

(注) 1 ※の酒類は、「その他の発泡性酒類」に該当するものは除きます。

2 「算出税額 (ウ)、(オ)」欄には、1 円未満の端数を切り捨てた後の金額を記載してください。

算出税額

(申告書兼届出書の①へ転記)

【例】

令和5年10月1日に、新ジャンル（リキュール） 100 リットル、果実酒 100 リットル、ビール 200 リットル、清酒 50 リットルを販売（提供）するために所持している場合

- 「申告者の住所及び氏名又は名称」欄を記載します。（下表①欄）
- （ア）「所持数量」欄を記載します。（下表②欄）
 - ※ 新ジャンル 100 リットル → 100,000 ミリリットル
 - 果実酒 100 リットル → 100,000 ミリリットル
 - ビール 200 リットル → 200,000 ミリリットル
 - 清 酒 50 リットル → 50,000 ミリリットル
- （ウ）「新税率による算出税額」欄と、（オ）「旧税率による算出税額」欄を記載します。（下表③欄）
 - ※ （ウ）新ジャンル $100,000 \times 0.13425 = 13,425$ 円 （オ）新ジャンル $100,000 \times 0.108 = 10,800$ 円
 - 果実酒 $100,000 \times 0.1 = 10,000$ 円 果実酒 $100,000 \times 0.09 = 9,000$ 円
 - ビール $200,000 \times 0.181 = 36,200$ 円 ビール $200,000 \times 0.2 = 40,000$ 円
 - 清 酒 $50,000 \times 0.1 = 5,000$ 円 清 酒 $50,000 \times 0.11 = 5,500$ 円
- 「差引酒税額」欄を記載します。（下表④欄）
 - ※ 新ジャンル $13,425$ 円 - $10,800$ 円 = $2,625$ 円
 - 果実酒 $10,000$ 円 - $9,000$ 円 = $1,000$ 円
 - ビール $36,200$ 円 - $40,000$ 円 = $\blacktriangle 3,800$ 円
 - 清 酒 $5,000$ 円 - $5,500$ 円 = $\blacktriangle 500$ 円
- 「小計（引上対象酒類）」欄と、「小計（引下対象酒類）」欄を計算し記載します。（下表⑤欄）
 - ※ 引上対象酒類：新ジャンル（B）、果実酒（C） 引下対象酒類：ビール（E）、清酒（J）
- 「合計」欄を計算し記載します。（下表⑥欄）
 - ※ 小計（引上対象酒類）（D） + 小計（引下対象酒類）（L） = （M）

税 額 算 出 表										酒 税
申告者の住所 及 氏名又は名称				(住所) ① 東京都●●区●●1-2 (氏名) 株式会社 ●●酒店						
				品 目 等						
				所持数量 〔10 ml 未満の端数を 切り捨てた後の数量 (ア)〕	新税率による酒税額		旧税率による酒税額		差引酒税額	
					税率 (1 ml 当たり) (イ)	算出税額 ア×イ (ウ) (1 円未満端数切捨て)	税率 (1 ml 当たり) (エ)	算出税額 ア×エ (オ) (1 円未満端数切捨て)	ウーオ (カ)	
引上対象酒類	発泡性酒類	その他の発泡性酒類	いむゆる新ジャンル	A	0.13425		0.108			
			リキュール	B	0.13425	13.425	0.108	10.800	2.625	
	酒 造	果 実	酒 ※	C	0.1	10.000	0.09	9.000	1.000	
	小 計 (引上対象酒類) A+B+C			D		23.425		19.800	3.625	
引下対象酒類	発泡性酒類	ビ ー ル		E	0.181	36.200	0.2	40.000	▲ 3.800	
		発 泡 酒	麦芽比率 50%以上又は アルコール分 10 度以上	F	0.181		0.2		▲	
			麦芽比率 25%以上 50%未満 かつアルコール分 10 度未満	G	0.155	3	0.167125	3	▲ 4	
			発泡性③ (品目が甘味果実酒に該当しないもの)	H	0.181		0.2		▲	
		発泡性③ (品目が甘味果実酒に該当するもの)	I	0.08		0.2		▲		
	醸造酒類	清 酒 ※		J	0.1	5.000	0.11	5.500	▲ 500	
		その他の醸造酒 ※		K	0.1		0.12		▲	
小 計 (引下対象酒類) E+F+G+H+I+J+K				L		41.200		45.500	▲ 4.300	
合 計 D+L				M		64.625		65.300	▲ 675	

(注) 1 ※の酒類は、「その他の発泡性酒類」に該当するものは除きます。

2 「算出税額（ウ）、（オ）」欄には、1 円未満の端数を切り捨てた後の金額を記載してください。

↓
算出税額

(申告書兼届出書の①へ転記)

①の「算出税額」欄には、税額算出表の右下に記載した差引酒税額の合計金額を記載します。

(例) 11 ページの例では、税額算出表の右下に記載した差引酒税額の合計金額が「▲ 675」ですので、①の「算出税額」欄に「▲ 675」と記載します。

算出税額がマイナスの場合

納付すべき税額等の計算			
この申告書に対する税額	算出税額 ①	(税額算出表L欄の差引酒税額)	▲ 675 円
	端数切捨額 ②	(①の 100 円未満の額) ①がマイナスの場合は記載不要です	円
	納付すべき税額 ③	(①-②)	00 円
	還付を受ける金額 ④	①がマイナスの場合に記載します	675 円

修正申告の場合の修正申告前の確定額	納付すべき税額 ⑤	00 円
	還付を受ける金額 ⑥	円
	差引納付税額 (③-⑤+⑥-④) ⑦	00 円
	還付税額 (④) ⑧	▲ 675 円

《 留意点 》

- ・②の「端数切捨額」欄は、空欄にしてください。還付の場合、端数切捨ては不要です。
 - ・④の「還付を受ける金額」欄は、▲（マイナス表示）を取った金額を記載してください。
 - ・⑤の「納付すべき税額」欄は、空欄にしてください。
 - ・⑧の「還付税額」欄は、還付を受ける金額を▲（マイナス表示）を付けて記載してください。
 - ・還付を受ける場合は、「還付される税金の受取場所」欄の記載が必要です。
- (13 ページをご確認ください。)

算出税額がプラスの場合

納付すべき税額等の計算			
この申告書に対する税額	算出税額 ①	(税額算出表L欄の差引酒税額)	1.234 円
	端数切捨額 ②	(①の 100 円未満の額) ①がマイナスの場合は記載不要です	34 円
	納付すべき税額 ③	(①-②)	1.2 00 円
	還付を受ける金額 ④	①がマイナスの場合に記載します	円

修正申告の場合の修正申告前の確定額	納付すべき税額 ⑤	00 円
	還付を受ける金額 ⑥	円
	差引納付税額 (③-⑤+⑥-④) ⑦	1.2 00 円
	還付税額 (④) ⑧	▲ 円

《 留意点 》

- ・②の「端数切捨額」欄は、①の算出税額の 100 円未満の金額を記載してください。
- ・③の「納付すべき税額」欄は、①から②を差し引いた金額を記載してください。
- ・④の「還付を受ける金額」欄は、空欄にしてください。
- ・⑦の「差引納付税額」欄は、納付すべき税額を記載してください。

※ 修正申告の場合、①から④の記載方法は同じですが、⑤から⑥には修正申告前の確定額、⑦には修正申告による差引納付額を記載してください。

～ 「摘要」欄の記載方法・留意点 ～

1 「申告する理由」

引上対象酒類の所持数量が1,800リットル以上の場合には上にチェック、1,800リットル未満で酒税の手持品課税等の適用を受けるため、申告書兼届出書を提出する場合は、上記に該当しないとして下にチェックを入れてください。

2 「貯蔵場所の区分」

申告を行う所持場所に当てはまる区分にチェックを入れてください。

3 「一括申告の有無」

同一の税務署管内にある複数の場所をまとめて申告する場合は「有」にチェックを入れて、一括申告する場数を記載してください。複数の場所をまとめて申告しない場合は「無」にチェックを入れてください。

※ まとめて申告を行う場合は、申告書及び税額算出表に併せて「所持場所ごとの所持数量の内訳書」の提出が必要です。「所持場所ごとの所持数量の内訳書」の記載方法は、14ページをご確認ください。

4 「他署管内の貯蔵場所の有無」

この申告書を提出する税務署以外の税務署管内に、対象酒類を所持している場所がある場合は「有」にチェックを入れて、他署管内の場数を記載してください。ない場合は「無」にチェックを入れてください。

摘 要			
該当する項目をチェック(☑)してください			
1 申告する理由			
☐	引上対象酒類所持数量1,800ℓ以上		
☐	上記に該当しないが還付を受けるため		
2 貯蔵場所の区分			
☐	卸売免許場	☐	小売免許場
☐	料飲店等	☐	蔵置所等
3 一括申告の有無			
☐	有(場)	☐	無
4 他署管内の貯蔵場所の有無			
☐	有(場)	☐	無

～ 「還付される税金の受取場所」欄の記載方法・留意点 ～

① 銀行等の預金口座の場合

《 預金種類欄 》

該当する預金種類にチェック(☑)します。

総合口座の場合は「普通」にチェック(☑)します。

《 口座番号 記号番号欄 》

口座番号のみを左詰めで記入します。

還 受 取 場 所 の 税 金	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所	
	郵便局名等	預金種類	普通 当座 納税準備 貯蓄
	口座番号 記号番号	X X X X X X X X	

口座番号(7桁以内)

② ゆうちょ銀行の貯金口座の場合

《 口座番号 記号番号欄 》

貯金総合通帳の記号番号のみを左詰めで記入します。

※1 他の金融機関との振込用の「店名(店番)」「口座番号」は記入しないでください。

※2 記号部分と番号部分の間に1桁の数字(通帳再発行時に表示される「-2」などの枝番)がある場合は、その数字の記入は不要です。

還 受 取 場 所 の 税 金	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所	
	郵便局名等	預金種類	普通 当座 納税準備 貯蓄
	口座番号 記号番号	1 X X X 0 - X X X X X X X X	

記号部分(5桁) 番号部分(2桁～8桁)

③ ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取をご希望の場合

受取を希望する郵便局名等を記入してください。

還 受 取 場 所 の 税 金	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所	
	郵便局名等	預金種類	普通 当座 納税準備 貯蓄
	口座番号 記号番号	X X X X X X X X	

～ 所持場所ごとの所持数量の内訳書の記載方法・留意点 ～

同一税務署管内にある複数の所持場所については、所持場所ごとの所持数量の内訳書を添付することにより、まとめて申告をすることができます。

所持場所ごとの所持数量の内訳書を添付する場合は、バラバラにならないように、申告書兼届出書、税額算出表とホッチキスで留めるなど、必ず一緒に提出してください。

① 「所持場所の住所」欄、「所持場所の名称」欄は、まとめて申告を行う場所を全て記載してください。

② それぞれの場所での所持数量及び全ての場所の合計数量を記載してください。

記載する数量の単位はミリリットルですので、ご注意ください。

それぞれの欄ごとに、10 ミリリットル未満の端数がある場合は、切り捨てた後の数量を記載します。

同じ税務署管内に対象酒類を所持している場所が5つ以上あり、1枚では記載できない場合は、2枚目以降に記載してください（この場合、所持数量の合計は最後のページに記載し、途中のページの合計欄は空欄にしてください。）。

所持数量の合計は、税額算出表の所持数量と必ず一致しなければなりませんので、ご注意ください。

記載例

所持場所ごとの所持数量の内訳書

酒 税

所 持 場 所 の 住 所				東京都●●区 ●●3-4 ××ビル1階 ●●●●酒店 1号店		東京都●●区 ●●5-6 ●●●●酒店 2号店		①		合 計	
所 持 場 所 の 名 称											
品 目 等				所 持 数 量 (10 ml 未満の端数を切り捨てた後の数量)							
引上対象酒類	発泡性酒類	その他の発泡性酒類	いわゆる新ジャンル	その他の醸造酒	A	ml	ml	ml	ml	(税額算出表A (ア) へ転記)	
				リキュール	B	100.000				(税額算出表B (ア) へ転記)	
酒 類	醸 造	果 実	酒 ※		C	100.000					(税額算出表C (ア) へ転記)
引 上 対 象 酒 類 A + B + C					D	100.000	100.000				(税額算出表D (ア) へ転記)
引下対象酒類	発泡性酒類	ビ ー ル		E	200.000						(税額算出表E (ア) へ転記)
		発 泡 酒	麦芽比率 50%以上又はアルコール分 10 度以上	F						(税額算出表F (ア) へ転記)	
			麦芽比率 25%以上 50%未満かつアルコール分 10 度未満	G					(税額算出表G (ア) へ転記)		
			発泡性③ (品目が甘味果実酒に該当しないもの)	H				②	(税額算出表H (ア) へ転記)		
			発泡性③ (品目が甘味果実酒に該当するもの)	I					(税額算出表I (ア) へ転記)		
	醸 造 酒 類	清 酒 ※		J	50.000					(税額算出表J (ア) へ転記)	
		そ の 他 の 醸 造 酒 ※		K						(税額算出表K (ア) へ転記)	
引 下 対 象 酒 類 F + F + G + H + I + J + K					L	250.000					(税額算出表L (ア) へ転記)

(注) 1 同一の税務署管内に所持場所が複数あり、まとめて申告する場合に、所持場所ごとの所持数量の内訳を記載してください。(所持場所が1か所である場合は、本様式は作成不要です。)
2 ※の酒類は、「その他の発泡性酒類」に該当するものは除きます。

※ 同じ項目の記載があれば、任意の様式を使用していただいて構いません。

VII 納付の方法

納付すべき税額がある場合、令和6年4月1日（月）までに納付が必要となります。

納付手続には様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。

なお、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がなく、事務所等から納付手続が可能な非対面の「キャッシュレス納付」が便利です。各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/index.htm>) をご覧ください。 ➡

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



キャッシュレス納付

① ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）

事前に税務署へ e-Tax の利用開始手続を行った上、税務署又は利用される金融機関にダイレクト納付利用届出書を提出いただくことで、納税者ご自身名義の預貯金口座から即時又は指定した期日に口座引落しにより納付できます。

※ ダイレクト納付利用届出書を提出してから、利用可能となるまで1か月程度かかります。

② インターネットバンキングやATMを利用した電子納税

事前に税務署へ e-Tax の利用開始手続を行った上、納付情報を登録又は入力することで、インターネットバンキングやATMから納付できます。

③ クレジットカード納付

インターネットを利用して、「国税クレジットカードお支払いサイト」からクレジットカードを利用して納付できます。

※ 納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は、国の収入になるものではありません。）。

④ スマホアプリ納付

インターネットを利用して、「国税スマートフォン決済専用サイト」から、スマホアプリ決済を利用して納付できます。

※ 1 納付できる金額は30万円以下となります。

2 事前に Pay 払いの残高のチャージが必要です。

キャッシュレス納付以外の納付方法

① QRコードによるコンビニ納付

事務所及び自宅等で、国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報をQRコードとして作成（印刷）し、コンビニエンスストアで納付できます。

※ 1 納付できる金額は30万円以下です。

2 QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

② 窓口納付

金融機関又は税務署の窓口で、現金に納付書を添えて納付できます。

なお、納付書をお持ちでない方は、所轄税務署又は所轄税務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。

また、金融機関に納付書が無い場合は、所轄税務署までご連絡ください。

[illegible]

[illegible]

手持品課税（戻税）の申告等は e-Tax が便利です。

○ e-Tax で申告等手続を行う場合

- ・ インターネットを利用して申告等手続を行うことができます。
- ・ 書面で作成いただいた申請書・届出書等をイメージデータ（PDF 形式）に変換し、e-Tax ソフトに組み込むことで、e-Tax で送信（提出）することが可能です。



詳しくは e-Tax ホームページをご覧ください。

<https://www.e-tax.nta.go.jp>



イータックス

検索

e-Tax の利用開始のための手続、e-Tax ソフト及び確定申告書等作成コーナーの操作などのご質問は、e-Tax ・作成コーナーヘルプデスクにお問合わせください。

e-Tax ・作成コーナーヘルプデスク

e - コ ク セ イ

☎ 0570-01-5901

受付時間：平 日 9時～17時
（年末年始を除きます。）

マイナンバーカードの利用に係る IC カードリーダーの設定、パソコン操作などのご質問は、マイナンバー総合フリーダイヤルにお問合わせください。

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー

☎ 0120-95-0178

受付時間：平 日 9時30分～20時
土日祝 9時30分～17時30分
（年末年始を除きます。）

（音声ガイダンスに従って1番を選択してください。）

酒類の手持品課税について

酒類の手持品課税（戻税）の詳細につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/sake/annai/temochihin_r02.htm

（ホーム/ 税の情報・手続・用紙/ お酒に関する情報/
酒類の手持品課税（戻税）について）



社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が導入されました。

税務署へご提出いただく申告書や申請書等については、原則として、個人番号又は法人番号の記載が必要です。個人番号を記載した申告書等を書面で提出する場合、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。